平成２６年（フ）第２１１号
北九州市小倉南区若園３丁目７番22号
債務者　徳永　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８５４号
愛知県小牧市大字岩崎1242番地１
債務者　川本　　清
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５５号
愛知県東海市富木島町新道才81番地の２　ハイツかずみ203号
債務者　川本　伸宏
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７９号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―1014号、前住所大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―304号
債務者　岡本　幸高
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―1015号
債務者　長尾　常雄
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁23番１―1015号
債務者　長尾　正昭
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
埼玉県羽生市大字下手子林983番地28
債務者　早川　敏光
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４６９号
大阪府大阪狭山市西山台１丁目７番８号
債務者　杉江由紀美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　正仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
大阪府柏原市大県１丁目４番４号　メルベーユ101号
債務者　山田　辰義
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　正仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
山口市吉敷佐畑６丁目４番12号
債務者　倉増　義治
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９９９号
名古屋市東区芳野３丁目６―４　ダイアパレス東白壁Ｂ―704、住民票上の住所名古屋市東区泉３丁目４番13号
債務者　山岸　　晃
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
宮崎県えびの市大字原田3338番地イ、住民票上の住所宮崎市橘通西２丁目３番11号　２階
債務者　東　　啓一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４３号
岐阜県大垣市築捨町５丁目14番地４
債務者　畑山　貴祐
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７０号
函館市昭和４丁目27番13号
債務者　高橋里恵子（旧姓滑田）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９号
函館市堀川町１番14号
債務者　青木　久美（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６５号
愛知県安城市横山町大山田中50番地２　バルミー稲垣106、前住所愛知県安城市安城町秋葉西３番地５　県営秋葉住宅８―401
債務者　椙山　公平
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
埼玉県入間市大字狭山台120番地２　ウィルコートＡ102、前住所埼玉県入間市大字上藤沢58番地６　ヴィラプリムローズ103
債務者　西貝　定宣
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部